

日本スポーツマネジメント学会
研究助成事業規程

1. 主旨

研究助成事業は、会員の研究促進、研究支援、研究公開の活性化を目的とする。

2. 研究課題

スポーツマネジメント領域の研究課題とする。

3. 助成金額および助成件数

助成金額は、1件あたり50万円以内とする。助成件数は、2件までとする。

4. 研究期間

研究期間は申請年度の翌年度の3月末日までとする。

5. 申請資格

①申請代表者が本学会の会員であること（申請時点）

①-1. 申請代表者が大学院生の場合は、指導教員が共同研究者として参画する場合に限り認める。

①-2. 申請は、学会員である個人に限り、団体名による申請は認めない。

②申請代表者が主体的に行う研究であること。

③学会誌「スポーツマネジメント研究」への投稿まで責任をもって研究を遂行すること

6. 対象者の責務

①助成研究の成果を助成金受領後、申請年度の翌年度内（3月末日まで）に助成金を執行すること。その際、余剰金が生じることのないようすべての助成金を執行するものとする。もし、余剰金が発生した場合には、学会会計に返戻するものとする。

②申請年度の翌々年度の4月末日までに助成金の収支報告をすること。機関経理の場合には「予算差引簿等」の写し等を提出すること。

③助成金は、助成を受けた申請代表者の責任において、所属機関等における研究助成金取扱規程等を遵守し、適切に取り扱うものとする。

④助成が決定した翌年度の総会で行われる授与式に、代表者もしくは共同研究者が出席すること。

⑤助成を受けた年度の翌年度末（4月末日）までに、研究報告書（形式は学会大会の抄録に準じたもの）を提出すること。提出された研究報告書については、学会ホームページで公開するものとする。

⑥助成を受けた年度の翌々年度末までに、学会誌「スポーツマネジメント研究」へ論文として投稿すること。なお、投稿に際しては、査読過程は通常の投稿論文と同じ扱いとし、投稿する論文種別（総説、原著論文、研究資料、実践研究）は問わないものとする。

7. 応募手続

申請書に必要事項を記入し、申請年度の9月1日23:59までに電子申請で申し込む、あるいは学会事務局まで簡易書留扱い（9月1日消印有効）の郵送で申し込むものとする。申請は1人1件のみとする（共同研究者としての申請を除く）。電子申請の方法の詳細は、学会ホームページに掲載する。

8. 選考方法

- ①本学会の会長が指名する選考委員会による審議に基づき、研究助成事業の選定結果をもとに、助成対象となる研究・助成額・推薦順位を明示した資料を作成し、編集委員会の審議を経て理事会に報告する。
- ②理事会において助成対象となる研究を議決する。
- ③選考委員会は原則として8名で構成する。その選出母体は、理事会2名、編集委員会3名、その他の会員3名とする。選考委員が研究助成の申請に関わっている場合には、当該選考委員と編集委員会の構成員と暫定的に交代（同人数）するものとする。

9. 選考基準の概要

以下を考慮した上で総合的に判断する。

- ・学術性
- ・有用性
- ・独自性
- ・信頼性
- ・新規性
- ・研究計画の具体性
- ・研究費使途（予算案）の妥当性

10. 採否連絡および助成の時期

申請年度の9月末日までに、選考委員会による合議および理事会における議決をもとに、その結果を申請者に通知する。その後、申請年度の10月上旬までに助成金を申請代表者の個人口座に入金する。なお、申請代表者の所属機関等において個人経理が認められていない場合、申請代表者の求めに応じて所属機関等の口座に入金することがある。

11. 助成金の返還

申請資格が満たされなかった場合、責務が果たされなかった場合、助成金の不正使用や同一課題に対する他団体からの重複助成が発覚した場合は、助成金全額の返還を求める場合がある。

12. 個人情報の取り扱い

申請書の個人情報について、本助成以外の用途に用いることはない。採択された課題については、研究題目、目的（概要）、氏名、所属機関を公表する。

13. その他

- ①助成研究の実施には、必要に応じて所属機関等の研究倫理審査を受けておくなど、研究の適切な遂行に必要な手続きをとる必要がある。
- ②助成研究の対象となった申請代表者の所属する機関が個人経理を認めない場合であって、かつ、研究助成金に間接経費が必要な場合には、所属機関の間接経費額を確認した上で研究計画を立案する必要がある。
- ③本助成によって得られた成果を発表する際は、本学会より助成を受けた研究であることを明記する。
- ④申請書は返却しない。